

## 富士見市地元企業優先発注等に係る実施方針

### 1 目的

この方針は、富士見市が実施する公共調達について、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保したうえで、地元企業への優先発注及び市内製品の活用を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2 適用対象

本実施方針の適用対象は、本市が実施する公共調達とする。

### 3 地元企業の定義

区分		定義
地元企業	市内業者	富士見市内に本社、本店を有する事業者
	準市内業者	富士見市外に本社、本店を有するが、富士見市内の支社、支店、営業所等（以下「営業所等」という。）を有し、その代表者に見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられたものがある事業者
	市外業者	富士見市外に本社、本店を有する事業者で準市内業者に該当しない事業者

### 4 市内産の定義

市内の工場等で生産、製造、加工されたもの、又は市内代理店等を仲介して販売しているものとする。

### 5 各分野における実施方針

分野	取扱要領
建設工事	<p>① <b>地元企業の受注機会の確保</b></p> <p>入札参加資格者名簿（工事）に搭載された事業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。</p> <p>なお、技術的難易度の高い建設工事で、市内業者のみでは対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>② <b>分離・分割発注の推進</b></p> <p>事業の効率的執行及びコスト削減を図る観点を踏まえたうえで、分離分割発注に努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図る。</p>

	<p>③ <b>共同企業体方式の活用</b> 大規模工事については、市内業者の施工能力の向上を図るため、市内業者を構成員とした共同施工方式を推進する。</p> <p>④ <b>市内業者及び市内製品の活用</b> 市内業者の活用は、地元雇用の創出や中・長期的は担い手の確保及び地域経済の活性化に繋がるため、市の建設工事の受注者が、下請業者の選定及び建設用資材、建設機械の購入又は借入等を行う際には、市内業者から優先に選定又は調達するよう入札公告又は指名通知を行うときに要請する。</p> <p>⑤ <b>発注の平準化及び計画的な発注</b> 工事の発注が平準化されることで、市内業者の受注機会の拡大、担い手の確保及び年間を通じた建設機械の効率的な活用に繋がり、経営の安定化が図られるため、発注の平準化に努めるものとする。 また、適正な工期の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。</p>
<p>建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託並びに土木施設維持管理業務委託</p>	<p>① <b>地元企業の受注機会の確保</b> 入札参加資格者名簿（コンサル又は維持管理）に搭載された事業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。 なお、技術的難易度の高い業務委託で、市内業者のみでは対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>② <b>分離・分割発注の推進</b> 事業の効率的執行及びコスト削減を図る観点を踏まえたうえで、分離分割発注に努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図る。</p> <p>③ <b>計画的な発注</b> 適正な委託期間の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。</p>
<p>物品の購入、印刷製本、修繕、上記以外の業務委託等</p>	<p>① <b>地元企業の受注機会の確保</b> 入札参加資格者名簿（物品・役務）に搭載された事業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。 なお、市内業者では調達や対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>② <b>市内製品の活用</b></p>

	<p>市が行う各種行事の記念品等の発注にあたっては、市内産品を活用するなど可能な限り市内業者を選定する。</p> <p>③ 計画的な発注</p> <p>適正な委託期間の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。</p>
小規模工事・修繕	<p>① 小規模工事・修繕登録業者の活用</p> <p>200万円以下の小規模な建設工事又は施設の修繕などの発注については、入札参加資格を有しない市内の小規模事業者を積極的に活用し、経営支援を行うとともに受注機会の拡大を図る。</p>

## 6 実施方針の解釈と運用

(1) 本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上、契約の目的の達成のため、合理的な範囲で発注方法を見直し、市内企業の参入の余地を考慮する契機とするものであって、いたずらに入札参加資格又は小規模工事・修繕受注希望者登録を有しない企業を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。

また、本実施方針は、市内企業の受注機会の確保を目的とするものであり、市内企業が本市の全ての公共調達契約を受注することまで目的としたものではない。

(2) 本実施方針の運用においては、市内企業の受注機会の確保及び市内企業の育成に努めると同時に、市内企業の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。